

パブリックコメントの結果について

1 意見募集の期間

令和8年1月13日(火)から令和8年1月26日(月)まで

2 意見提出の状況

1件(1人):電子メール

計1件

3 意見の概要・理由及び意見を受けての対応等

意見の対象	意見の概要	修正の有無	意見を受けての対応
<p>P17「4）地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」および、P28「1）通行障害建築物の耐震化の促進」について</p>	<p>当該計画案において、通行障害既存不適格建築物(分譲マンション等)に対し、耐震診断および耐震改修を「努力義務」に留めている点について再考を求めます。</p> <p>現在、マンション建替え等円滑化法に基づく「マンション敷地売却事業」では、転出者の税負担を軽減する特例(租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2)が設けられています。しかし、この特例の適用を受けるためには、耐震改修促進法に基づき、特定行政庁(福岡県等)がその路線を「診断義務付け対象」として指定していることが要件となっています。</p> <p>現状の計画案のように「努力義務」のままでは、特定行政庁から「要除却認定」を受けた老朽化マンションであっても、耐震診断の義務付けがないために区分所有者が税制上のインセンティブを享受できない事態が生じています。</p> <p>国が老朽化マンションの解消を推進している中で、都道府県が診断を義務付けないことは、住民の合意形成を阻害し、結果として耐震化の促進を遅らせる要因になりかねません。他自治体の事例も踏まえ、緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物については、診断を「義務付け」の対象とするよう計画の修正を検討してください。</p>	<p>無</p>	<p>本県では、広域的な観点から、緊急輸送道路のうち、特に重要な防災拠点をつなぐ一次ネットワークにおいて通行障害既存不適格建築物の耐震診断義務化の必要性を検討しています。</p> <p>検討の結果、災害時に閉塞する可能性のある路線であっても、並行する別の路線等で防災拠点間の通行が確保できることを確認しております。このため、現時点においては、緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物に対し、直ちに耐震診断を義務付ける必要性は低いと判断し、「努力義務」としております。</p> <p>いただいたご意見は今後の耐震対策の検討において、貴重な参考とさせていただきます。</p>